官報号外

国家試験

平成27年度１級及び２級造園施工管理技術検定合格者の公告並びに合格証明書交付申請の受付

平成27年度１級及び２級造園施工管理技術検定の合格者並びに合格証明書の交付について、施工技術検定規則（昭和35年建設省令第17号）第８条の規定により、次のとおり公告する。

平成28年３月２日

国土交通大臣　石井　啓一

1　合格者の受験番号の掲示　平成27年度１級及び２級造園施工管理技術検定に合格した者の受験番号を次の国土交通省各地方整備局、同北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局及び一般財団法人全国建設研修センターにおいて、当該地区（一般財団法人全国建設研修センターは全地区）の合格者の受験番号を掲示する。

札幌市北区北八条西２丁目　国土交通省北海道開発局事業振興部都市住宅課

仙台市青葉区本町３－３－１　国土交通省東北地方整備局建政部都市・住宅整備課

さいたま市中央区新都心２－１　国土交通省関東地方整備局建政部都市整備課

新潟市中央区美咲町１－１－１　国土交通省北陸地方整備局建政部都市・住宅整備課

名古屋市中区三の丸２－５－１　国土交通省中部地方整備局建政部都市整備課

大阪市中央区大手前１－５－44　国土交通省近畿地方整備局建政部都市整備課

広島市中区八丁堀２－15　国土交通省中国地方整備局建政部都市・住宅整備課

高松市サンポート３－33　国土交通省四国地方整備局建政部都市・住宅整備課

福岡市博多区博多駅東２－10－７　国土交通省九州地方整備局建政部都市・住宅整備課

那覇市おもろまち２－１－１　内閣府沖縄総合事務局開発建設部技術管理課

東京都小平市喜平町２－１－２　一般財団法人全国建設研修センター

2　合格証明書の交付申請

⑴　申請することができる者　一般財団法人全国建設研修センターの行った１級又は２級造園施工管理技術検定実地試験に合格した者

⑵　提出書類　合格証明書交付申請書

⑶　申請の受付期間　平成28年３月２日から平成28年３月14日までとする。

ただし、郵送によるときは受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。

3　申請書等の提出先　申請書等の提出先は次の国土交通省各地方整備局、同北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局とする。

〒060－8511　札幌市北区北八条西２丁目　国土交通省北海道開発局事業振興部都市住宅課

〒980－8602　仙台市青葉区本町３－３－１　国土交通省東北地方整備局建政部都市・住宅整備課

〒330－9724　さいたま市中央区新都心２－１　国土交通省関東地方整備局建政部都市整備課

〒950－8801　新潟市中央区美咲町１－１－１　国土交通省北陸地方整備局建政部都市・住宅整備課

〒460－8514　名古屋市中区三の丸２－５－１　国土交通省中部地方整備局建政部都市整備課

〒540－8586　大阪市中央区大手前１－５－44　国土交通省近畿地方整備局建政部都市整備課

〒730－0013　広島市中区八丁堀２－15　国土交通省中国地方整備局建政部都市・住宅整備課

〒760－8554　高松市サンポート３－33　国土交通省四国地方整備局建政部都市・住宅整備課

〒812－0013　福岡市博多区博多駅東２－10－７　国土交通省九州地方整備局建政部都市・住宅整備課

〒900－0006　那覇市おもろまち２－１－１　内閣府沖縄総合事務局開発建設部技術管理課

4　合格証明書交付　申請者に対し平成28年３月下旬に合格証明書を交付する。

公聴会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第一項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十八年三月二日

九州経済産業局長　岸本　吉生

一　件名　日本瓦斯株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

二　期日　平成二十八年三月二十九日　午後二時から

三　場所　かごしま県民交流センター（鹿児島県鹿児島市山下町十四－五十）

四　事案の要旨

1　原料費調整制度の変更に伴う一般ガス供給約款の変更を行う。

2　詳細は、九州経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十一番一号　福岡合同庁舎）並びに日本瓦斯株式会社（鹿児島県鹿児島市中央町八－一一）において閲覧に供する。

五　その他

1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話番号がある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すること。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び職名）及び意見の概要を記載した平成二十八年三月十五日までに、九州経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号八一二－八五四六　福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十一番一号　福岡合同庁舎）に到達するよう提出すること。なお、意見陳述の届出が多数の場合は、九州経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。

2　傍聴を希望する者は、官製往復はがき（住所、氏名及び「日本瓦斯関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、平成二十八年三月十五日までに九州経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号八一二－八五四六　福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十一番一号　福岡合同庁舎）に到達するよう申込むこと。なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。

3　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。

4　期日までに意見陳述届出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

様式

意見陳述届出書

九州経済産業局長　殿

（ふりがな）
届出者　氏　名

（郵便番号）
住　所

（電話番号）
職　業

日本瓦斯株式会社申請に係る一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考

1　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４とすること。

2　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。

3　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。

公　告

諸　事　項

工場財団

千葉県山武市津辺76番地**株式会社住まいの発見館**の千葉県山武市上横地字深野3082番地４株式会社住まいの発見館上横地第１工場についての工場財団所有権保存登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成28年３月２日

千葉地方法務局東金出張所